

大牟田市岩本南地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例（令和3年9月27日大牟田市条例第10号）

（目的）

第1条 この条例は、建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第68条の2第1項の規定に基づき、岩本南地区地区計画（令和3年告示第33号。以下「地区計画」という。）の区域内における建築物の用途に関する制限を定めることにより、当該区域における適正な都市機能と健全な都市環境を確保することを目的とする。

（建築物の用途の制限）

第2条 地区計画の区域（地区整備計画が定められている区域に限る。）内においては、別表地区の欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表建築物の種類別の欄に掲げる建築物は、建築してはならない。ただし、市長が土地利用状況等に照らして、適正な都市機能と健全な都市環境を害するおそれがないと認め、又は公益上やむを得ないと認めて許可した場合においては、この限りでない。

（補則）

第3条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

（罰則）

第4条 次の各号のいずれかに該当する者は、20万円以下の罰金に処する。

- (1) 第2条の規定に違反した場合における当該建築物の建築主
 - (2) 法第87条第2項において準用する第2条の規定に違反した場合における当該建築物の所有者、管理者又は占有者
- 2 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務に関し、前項の違反行為をした場合においては、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対して同項の罰金刑を科する。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

別表（第2条関係）

地区	建築物の種類
	1 住宅（併用住宅を除く。）、共同住宅、寄宿舍、下宿
	2 店舗、飲食店、事務所その他これらに類するもので、その部分の床面積の合計が3,000平方メートルを超える

沿道地区

- もの
- 3 ボーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類するもので、その部分の床面積の合計が3,000平方メートルを超えるもの
 - 4 マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券販売所、場外車券売所その他これらに類するもの
 - 5 展示場
 - 6 劇場、映画館、演芸場、観覧場、ナイトクラブ、カラオケボックス、遊技場で、その部分の床面積の合計が3,000平方メートルを超えるもの
 - 7 キャバレー、料理店その他これらに類するもの
 - 8 大学及び高等専門学校で、その部分の床面積の合計が10,000平方メートルを超えるもの
 - 9 神社、寺院、教会その他これらに類するもの
 - 10 病院で、その部分の床面積の合計が15,000平方メートルを超えるもの
 - 11 保育所で、その部分の床面積の合計が2,000平方メートルを超えるもの
 - 12 老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するもの
 - 13 老人福祉センター、児童厚生施設その他これらに類するもの
 - 14 自動車教習所
 - 15 自動車車庫（建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第130条の8で定める建築物に附属する自動車車庫を除く。）
 - 16 倉庫業を営む倉庫
 - 17 畜舎
 - 18 法別表第2（と）項第3号及び（ぬ）項第3号に掲げる建築物
 - 19 法別表第2（と）項第4号及び（ぬ）項第4号に掲げる建築物
 - 20 葬儀場

	<p>2 1 資材置場、バスターミナル、港湾施設、荷とき場、宅 配便の配送場、空港の倉庫</p> <p>2 2 農林漁業施設（住宅に付随する農業用納屋を除く。）</p> <p>2 3 処理場、浄水場、火葬場、発電所、変電所</p> <p>2 4 法別表第 2（る）項に掲げる建築物</p>
<p>産業地区</p>	<p>1 住宅、共同住宅、寄宿舍（当該地区に立地する工場等の 従事者のためのものを除く。）、下宿</p> <p>2 店舗、飲食店（これらのうち工場・倉庫に併設される物 品販売業を営む店舗、飲食店その他これらに類するもので、 その部分の床面積の合計が 5 0 0 平方メートルを超えない ものを除く。）</p> <p>3 ホテル又は旅館</p> <p>4 ボーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類す るもの</p> <p>5 マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券販売所、 場外車券売所その他これらに類するもの</p> <p>6 カラオケボックスその他これらに類するもの</p> <p>7 展示場、遊技場</p> <p>8 劇場、映画館、演芸場、観覧場、ナイトクラブ</p> <p>9 キャバレー、料理店その他これらに類するもの</p> <p>1 0 学校（幼保連携型認定こども園を除く。）、図書館、 博物館</p> <p>1 1 巡査派出所、公衆電話所その他これらに類するもの</p> <p>1 2 神社、寺院、教会その他これらに類するもの</p> <p>1 3 病院</p> <p>1 4 公衆浴場</p> <p>1 5 診療所</p> <p>1 6 保育所で、その部分の床面積の合計が 2 , 0 0 0 平方 メートルを超えるもの</p> <p>1 7 老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するもの</p> <p>1 8 老人福祉センター、児童厚生施設その他これらに類す るもの</p>

- | | |
|-----|--|
| 1 9 | 自動車教習所 |
| 2 0 | 畜舎 |
| 2 1 | 葬儀場 |
| 2 2 | 資材置場、バスターミナル、港湾施設、荷とき場、宅
配便の配送場、空港の倉庫 |
| 2 3 | 処理場、浄水場、火葬場、発電所、変電所 |
| 2 4 | 法別表第 2（る）項に掲げる建築物 |